

「金融所得課税一元化」の行方

金

融資産から生まれる所得に
対する課税をできるだけ一
体化しようと、政府税制調査会は今、
「金融所得課税の一元化」を検討し
ている。利子、配当所得や譲渡益など
について、税率を一本化し個々の所
得間の損益通算をできるだけ認め、
簡素で公平な税制に変えるのが狙
い。「貯蓄から投資へ」というマネーの
流れを税制面から支援することが
大きな政策目的だ。

日本の金融・証券税制は長い間、
金融商品によって税率や課税方式が
異なる複雑な仕組みを続けてきた。
それを、政府は二〇〇三年度税制改
正でようやく利子、配当、譲渡益課
税の税率を二〇%の定率課税当
面は一〇%の優遇税率とし、株式譲
渡益については税務署への申告が要
らない証券特定口座を設けるなど
して、将来の「課税一体化」に向けて
動きだした。

しかし税率をそろえるだけでは、
課税一元化とは言えない。各金融所

得間の損益通算を大幅に認め、課税
方式を統一して、個人が年一回限り
の申告納税で済む税制に改めるの
が課税一体化である。

ただ、そこへ到達するには、解決す
べきさまざまな問題があり、実はそ
れほど簡単ではない。

例えば、損益通算をどの商品のど
の部分まで認めるのか。利子、配当、
譲渡益といつても、金融商品はさま
ざま。投資信託や保険、信託商品や
各種商品取引、複雑な仕組みのデリ
バティブなど、いろいろなタイプの商
品がある。これらから発生する所得
をすべて損益通算できれば、投資家
にとっては確かに便利だ。

しかし、税務当局からみれば、損
益通算は税収減につながり、損失を
不当に拡大させる、租税回避も起
こる。現在は、利子、配当所得はもち
ろん別立ての課税。株式譲渡益に限
って、株式投資信託などの損益通
算を限定的に認めているにすぎない。
また、課税一元化を実現するには、
投資家ごとにその金融所得を正確
に把握する納税者番号制がどうし
ても必要になる。例えば、株式のよ
うに好きなときに売買できる商品

は、損益の確定時期を自由に設定で

きるため、損益通算を悪用されかね
ない危険があり、金融所得の概要を
統一的に把握できるシステムを導入
しなければ公平な課税は難しい。

しかし、投資家によっては、自らの
金融取引をすべてオープンにするこ
とを嫌がる人たちも少なくない。税
務当局が個人の細かな取引内容に
まで立ち入るのはプライバシー侵害
との意見もある。

また、すべての国民に納税者番号
を与え、各個人の金融所得を把握す
るには、金融機関などの関連システ
ムの構築が必要となり、そのコスト負
担も決してばかにならない。

このように、金融所得一元化の実
現には、損益通算の範囲や限度額設
定、納税者番号制導入の是非といっ
た難問が山積している。今のところ、
政府税調では課税一元化に前向き
の議論が多いものの、導入の具体的
なスケジュールは決まっていない。
日本ではかつて、グリーンカード制
導入が実施直前にストップした経緯
がある。今回も納税者番号制の導入
いかにが制度実現の大きな鍵を握っ
ていることは間違いない。

確かに、金融取引の詳細をオープ
ンにすることに抵抗ある人は少なく

ないだろう。だが、一方で投資家が損
益通算という便利さを享受するに
は、統一番号による「名寄せ」システ
ムがどうしても欠かせない。

簡素で公平な課税システムを実現
するには、そのためにある程度の「強
制」が必要という認識がいずれ広ま
ってくる。したがって、当面は納税者
番号を取得した人に限って損益通算
を認める選択的的制度にしてスタート
することが現実的ではないか。税調
内でも、現在ある証券特定口座（二
〇〇三年末で約三一五万口座）を金
融取引全体に拡大してはどうか、と
いう意見もある。

先進国では現在、米国のみが納
税者番号制を導入し、一定額までの
キャピタルゲインとロスの通算を認め
ている。また、スウェーデンなど北欧諸
国では金融所得を一元化した二元
的所得課税を実現している。
日本はなおその道のりは遠いもの
の、個人金融資産千四百兆円を抱え
る成熟した先進金融国として、人々
の金融取引を後押しする税の仕組
みが必ず必要となってくるはずだ。

萩原慎一郎

株式会社時事通信社 解説委員



C O M P A S S